

公認心理師法の成立と今後の課題

村瀬 嘉代子

公認心理師法の成立の経緯と今後の課題について報告する。公認心理師法は多くの関係者の協力のもとに成立し、2017年9月に施行される。公認心理師は名称独占の汎用資格で教育、医療、福祉、司法矯正、産業など、さまざまな場で働くことができる。現代社会の精神的問題は多くの場合、多次元にわたるさまざまな要因が輻輳し関連して生じている。心理職は実際の支援において、理論と技法がその支援に適切であることの説明責任を自覚する必要がある。加えてチームワークにおけるバランス感覚が求められる。今後の研鑽努力が不可欠であり、研修体制の充実が喫緊の課題であることを強調したい。

<索引用語：公認心理師，名称独占，連携，チームアプローチ，実践的総合力>

はじめに

2015年9月16日、公認心理師法が公布された。心理職にとり念願であったこの法の成立にあたり、多方面の皆さまのご尽力にこころより感謝申し上げる。この稿では、これまでの経緯の概略をふりかえり、成立した公認心理師法を確認し、社会における心理職の役割と課題について調査研究に基づいて考察する。

I. 公認心理師法成立の経緯

臨床心理学は、第一次世界大戦の欧米において兵士の選別、戦傷者の障害判定、社会復帰計画などに用いられ、その後、企業や病院の業務に発展していった。第2次世界大戦後には日本においても、対人的な仕事の質を一定の水準に保持するために国家資格化が話題にされるようになった。しかし時代の要請が高まるには年月を要し、さまざまな紆余曲折があった。

長らく国家資格としての制度化が困難であったので、1988年に日本臨床心理士資格認定協会（以

下、資格認定協会）が設立され、臨床心理士の認定が開始された。翌年には職能団体である日本臨床心理士会が設立された。資格認定協会は1990年に文部科学省所管の一般財団法人となり、同年に厚生労働省による「臨床心理技術者業務資格制度検討会」が開始された。

1995年には不登校対策としてスクールカウンセラー活用調査研究委託事業が開始され、心理職の仕事はさまざまな場所に少しずつ拡大することになった。厚生科学研究は2002年にとりまとめ報告書を出して終了した。

2005年には医療領域の資格制度をめざす「医療心理師国家資格制度推進協議会（推進協）」が日本心理学会を中心として作られ、「医療心理師の国家資格法を実現する議員の会」が発足した。続いて「臨床心理職の国家資格化を通じ国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会」が河村建夫衆議院議員が幹事長となって発足し、この議員連盟を後押しする形で日本心理臨床学会が中心になり「臨床心理職国家資格推進連絡協議会（推進連）」が発

足した。同年7月5日に「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」が超党派議連の合同会議で公表されたが、同様の仕事に2つの資格という不自然への異論が多々出され、動きは進まなかった。

2008年になって主要な医療団体から日本臨床心理士会への呼びかけがあり、また同時期に推進連と推進協も話し合いを始めた。国家資格のあり方をめぐって意見を異にしてきた関係者で構成する諸団体が、推進連（日本臨床心理士会、日本心理臨床学会、臨床心理系諸学会を含む約25団体）、推進協（日本心理学会と全心協、精神科七者懇談会所属団体等を含む約25団体）、日心連（約50の基礎系、臨床系、発達系の心理学会）の三団体として、2009年初頭から三団体会談と名づけた協議を開始した。2011年10月に三団体として一本化した要望書「心理職者に国家資格を」を公表し、公認心理師法案はこの要望書と前述の二資格一法案を素材としつつさまざまな意見の調整を経て策定されることになった。

II. 公認心理師法の成立

心理関係者が一本化したことから、二資格一法案を策定した両議連も一本化することになり、自民党の議連「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」が2013年6月に設立され、法案策定が進められた。また、民間の試験機関候補が必要であったため、三団体関係者は、一般財団法人日本心理研修センターを2013年4月に設立し、心理職の研修事業を中心に活動を始めた。

2014年4月に衆議院議員の山下貴司氏の起草による法案が三団体関係者に提示された。この法案には医療機関以外でも医師の指示という条項が連携とともに示されていること、受験資格に学部卒者で実務経験がある者も含まれるという内容について、関係者の間でさまざまな議論があった。この法案は2014年秋の臨時国会の解散により一旦廃案となったが、2015年7月に再提出、9月9日に成立した。

終始一貫して尽力された山下貴司衆議院議員のフェイスブック（2015年9月2日）には以下の報

告がある。

心理の専門家に国家資格を認める「公認心理師法案」が衆議院文部科学委員会で可決！（中略）

ここ最近取り組んでいた「ミッション・インポッシブル」な仕事とは、この法案を確実に今国会で、しかも「全会一致」でおすこと。この「インポッシブル」ぶりについて、今はつまびらかにできないのが残念ですが、平和安全法案審議などで真っ二つに割れた与野党対立の中で飛び回り、心理の専門家に国家資格を認めることの重要性について訴え続け、その想いを党派を超えて共有していただくことができました。

また同年9月9日の参議院本会議での成立については、以下のように書かれている。

長年の悲願であった、公認心理師法が参議院において「全会一致」で可決、成立しました！これで「Mission Complete（任務完了）」です。この法案は、学校、医療・福祉、職場その他で心の問題を抱える国民のニーズに応えるため、臨床心理士をはじめとする心理職の皆様の実績とご尽力を踏まえ、この分野で初めての国家資格「公認心理師」を創設するものです。この資格ができることにより、さらに国民の心の問題に取り組む専門家が充実することを期待しており、心理学を学んでおられる学生の皆さんにも新しい進路を提供するものです。

III. 公認心理師法の概要と施行スケジュール

公認心理師法の概要は、表1の通りである¹⁾。

施行スケジュールは、すでにさまざまなところで広報されているが、法はカリキュラム検討や経過措置の受験資格などの検討を経て2017年9月には施行されることになっている。第1回の経過措置による試験はおそらく2018年内に実施され、その後5年間は受験資格の特例（図1）にそった試験が実施される。なお、試験実施機関は、2016年4月に一般財団法人日本心理研修センターに指定

表 1 公認心理師法の概要¹⁾

一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義

「公認心理師」とは、(中略)保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験

(一部略) 受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務 (違反者には罰則)
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。(違反者には罰則)

六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

七 施行期日 (略)

八 経過措置

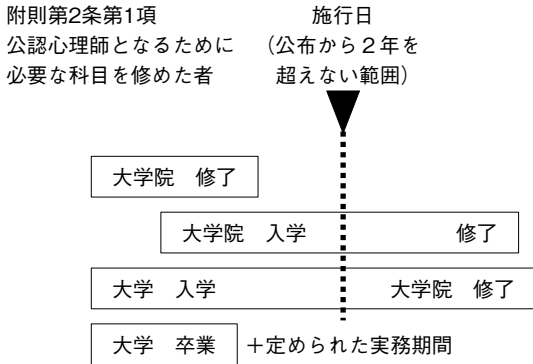
既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。

された。

IV. 公認心理師の業務領域について

諸領域における心理職の仕事は近年ますます拡大分化している (図 2)。医療のみならず、例えば自衛隊の陸海空各駐屯地には技官として配置がなされているし、昨今難しい事案のある海上保安庁にも採用されている。また司法、法務、警察領域でも離婚に際しての子どもの権利擁護の問題や国外退去者の収容施設のメンタルヘルス問題、薬物事犯者の更正など、いずれも重い内容をもつ問題

へのかかわりが求められている。また 2004 年 12 月には裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法、通称 ADR 法が施行された。家事事件などの家族の問題にかかわる仕事はこれまでも増して心理職として取り組むべき課題である。また、メンタルヘルスチェックが話題となっている産業領域でも、働く人の動機づけ、生きがいの向上が組織の業務効率低下を防ぐために求められる課題である。精神障害者の地域生活を支援する仕事は服薬の継続も含めてチーム医療のもとでのアウトリーチなどへの参加が課題である。学校において



附則第2条第2項
公認心理師となるために必要な科目を修めていないが、現に業を行なっている者及び準じる者
5年以上の実務経験+指定された講習会

図1 受験資格の特例

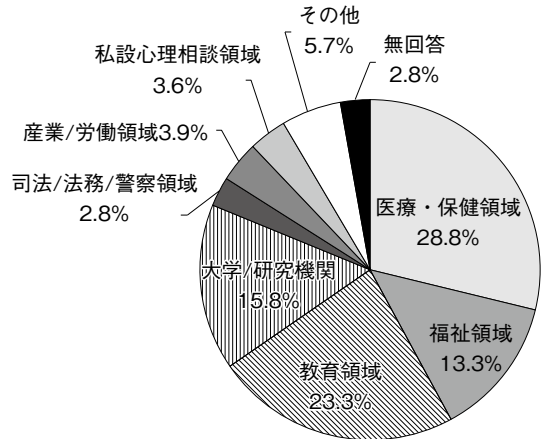


図2 心理職の主たる勤務領域（日本臨床心理士会、2015年動向調査、N=10,321）

はチーム学校体制における役割が求められる。人々のこころの生活にかかわる問題は関連しあって輻輳的であり、領域によって問題がはっきりと異なるわけではない。心理職はどのような場においても心理専門性はもとより、人間性と社会性を併せもつバランス感覚ある働きが求められる。

V. 今後の養成の課題

平成26年度厚生労働科学特別研究（主任研究者：村瀬嘉代子）で「心理職の役割の明確化と育成に関する研究」²⁾が行われたが、その要旨は以下のものであった。

カリキュラムの現状調査、医療、福祉、教育、産業、司法矯正、警察、大学・研究機関、それぞれの領域における心理職の職務調査、欧米における医療分野の心理職教育システムの調査、これらの調査の結果、心理査定、心理面接、地域援助、教育研究という従来の職務に加えて、能動的に、現実状況を、速やかに適切に捉え、既知の理論や技術を一律にあてはめるのではなく、事実を的確にアセスメントし、それに即応した支援を行える技能、態度が以前にも増して求められることが明らかになった。現実には、多次元にわたり輻輳する要因がかかわるような困難な問題が多く生じて

いる今日、多職種の協働体制が求められている。それには、個別的に即応したアセスメントや支援にとどまらず、全体状況を的確に捉え、対応の方向を見通すことにもつながるいわばケースマネジメントのセンス、よいチームワークができること、フットワークの軽いアウトリーチなどが求められていることが明らかになった。それに伴い、養成や研修を充実させることが喫緊の課題であるため、カリキュラムの再構成、研修体制の充実が必要である。

VI. 心理研修センターの取り組み

公認心理師の試験機関に指定された心理研修センターでは、国から委託される試験事務のほか、心理職の「実践的総合力」の習得向上に向けて研修体制を作ろうとしている。業務のスタンダードを5領域にわたって明らかにし、研修の進行過程を検証しつつ進めることにより、ステップアップを促し、指導者養成研修も進める計画である。

おわりに

わが国の臨床心理学は、その発展の特色として、演繹的、すなわち始めに理論や技法ありきの

傾向がみられたことは否めない。しかし実際の支援では、理論や技法をその支援に用いる根拠への説明責任の自覚が必要であるし、現実原則、法、行政構造と機能の中の仕事であるという自覚も不可欠である。またチームワークの中で働くバランス感覚、協働のセンス、加えて、いわゆるケースマネジメントのセンスをもって全体構造をしっかり捉えながら、その中での心理職者としての仕事を協調して行うことが肝要である。さらに数量で示すエビデンスにはなじまないが生きる上で不可欠な問いに寄り添う姿勢など、ジェネラルであることと専門性とのバランスある両立も課題である。

1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の成立から28年、また1997年の「精神保健福祉士法」「言語聴覚士法」の成立から18年が過ぎている。この間、社会の制度に必ずしも位置づけをもてなかった心理職にとって、国家資格が作られたこと

の意味は大きい一方、前述したように、そこで要求される仕事のあり方の課題に向けて、専門領域においては当然のことであるが、幅広いあらゆる職域における研鑽、努力が求められる。

なお、本論文に関連して、開示すべき利益相反はない。

文 献

1) 厚生労働省：公認心理師法概要 (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000116068.pdf>) (参照 2016-11-16)

2) 村瀬嘉代子, 黒木俊秀, 大野博之ほか：厚生労働科学特別研究事業「心理職の役割の明確化と育成に関する研究」(課題番号 H26-特別-指定-011) 平成 26 年度総合(総括・分担) 研究報告書, 厚生労働科学研究データベース, 2015

The Enactment of “the Certified Public Psychologists Act” and the Issues to be Considered

Kayoko MURASE

Taisyo University

Japanese Society of Certified Clinical Psychologists

Japan Center for Professional Psychologists

In this thesis, the historic circumstances of enactment of and the forthcoming issues related to “the Certified Public Psychologists Act” are reported. “The Certified Public Psychologists Act” was established thanks to the united efforts of a great number of the persons concerned, and the Act is scheduled to take effect in September 2017. “The Certified Public Psychologist” is an occupational register : it is a qualification without which a person is allowed to deliver relevant services, but not permitted to feign a “Certified Public Psychologist”. And since the Certified Public Psychologist is a general qualification, psychologists with the qualification are allowed to work in various fields such as educational area, medical/clinical area, forensic/criminal area, and industrial/occupational area. Mental problems in the modern society arise, in many cases, from various multidimensional factors which are intertwined and mutually related. Psychologists, in offering professional support in actual settings, need to be aware of their accountability that theories and skills are right for the supports. In addition, a sense of balance is required in collaboration, or team approach. It is emphasized that enhancing the systems for training and education is an urgent issue because continuous exertion to improve the comprehensive capacity as professionals for future is indispensable.

< Author’s abstract >

< **Keywords** : Certified Public Psychologist, occupational register, collaboration, team approach, comprehensive capability >
